

事 務 連 絡  
令 和 2 年 6 月 2 日

各務原市内の介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の  
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省事務連絡）等で示されておりますが、今般、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所に係る取扱いについて、厚生労働省より事務連絡がありましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

添付文書

- 介護保険最新情報 Vol.842  
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて  
（第12報）

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （担当 大丸・山村）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a> （課代表）